

# 視聴覚ライブラリー利用案内

## 1. 予約・問い合わせ先

春日部市視聴覚センター

春日部市粕壁東3-2-15（春日部市教育センター3階）

048-763-2425

## 2. 利用範囲

- (1) 学校教育法第1条に規定する春日部市内の学校（小学校、中学校等）
- (2) 市内に事務所を有する社会教育関係団体（子ども会、PTA等）
- (3) その他、前二号に準ずると認めるもの及び官公署等で、春日部市教育委員会が適当と認めたもの

## 3. 休所日

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日（ただし、月曜日と祝日が重なった場合は、火曜日もお休みとなります。）
- (3) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) その他、教材・機器の点検、整理のため、臨時に休むことがあります。

## 4. 利用時間

午前9時～午後5時まで。

## 5. 利用期間

教材の利用期間は5日以内、機器等の利用期間は7日以内です。

なお、一度に利用できる教材は5点以内です。

## 6. 使用料

無料です。

## 7. 利用手続き

### ①利用登録

- ・「春日部市視聴覚センター利用申請書」により、利用登録をします。
- ・16ミリ映画フィルム、映写機及びビデオ機器については、所定の講習会修了証の提示が必要です。

※2回め以降は必要ありません。③からの手続きとなります。

※講習会修了証を取得するには……

毎年、講習会が行われます。詳しくは、窓口でおたずねください。

### ②利用券交付

- ・利用申請書が受理されると、利用目的・内容が検討され、「視聴覚ライブラリー利用券」が交付されます。
- ・利用券は、許可内容に応じて次のページの5種類に分かれます。

《視聴覚ライブラリー利用券の種類》

利用券の種類	利用者	16ミリ講習会 修了証	VTR講習会 修了証	教材			機器							
				16ミリフィルム	スライド	ビデオテープ	16ミリ映写機	スライド	OHP	録音機器	ビデオ機器	拡声機器	プロジェクター	
A	団体	あり	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B	団体	あり	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
C	団体	なし	あり	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
D	団体	なし	なし	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○
E	個人	問 わ ず		×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×

③ 機器・教材の予約

- ・ 利用券の交付を受けると、電話で機器・教材の予約ができます。
- ・ 利用券に記載されている団体番号、事業名および資料番号（目録に記載）、貸出日、返却日をお知らせください。
- ・ 教材や機器の選定は、それぞれの目録を参照してください。不明の点は、職員にご相談ください。
- ・ 予約は、2カ月前からできます。
- ・ 予約内容に変更がある場合、またはキャンセルをする場合は、早めにお申し出ください。

④ 機器・教材の受領

- ・ 予約した貸出日に、利用券を持っておいでください。
- ・ 受領の際は、貸出伝票に「サイン」してください。
- ・ 使用法がわからないとき、不安なときは職員におたずねください。

⑤ 機器・教材の使用

- ・ 機器、教材に異常があった場合は、使用を中止し、ご連絡ください。
- ・ 使用後は、利用報告書に利用した回数および人数をご記入ください。

⑥ 機器・教材の返却

- ・ 機器・教材と一緒に、利用報告書を提出してください。
- ・ 返却証明をお渡しします。

8. 使用上の注意事項

- ① 故意または重大な過失により機器・教材を損傷し、または忘失したときは、その損害を賠償しなければなりません。
- ② 貸出を受けた機器・教材を他に譲渡または転貸できません。
- ③ 入場料等を徴収した使用はできません。
- ④ 営利を目的とした使用はできません。
- ⑤ 特定の政党または特定の宗派もしくは教派を支援するための使用はできません。
- ⑥ その他、管理上支障があると認められるときは、条件をつけたり、利用をお断りすることがあります。

9. その他

当視聴覚センターには、県立図書館や県民活動総合センターなどで貸し出している16ミリ映画フィルムやビデオテープの目録もあります。